

国立大学法人高知大学  
学長 脇口 宏 殿

## 平成 26 年度監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人高知大学の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 11 期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監事は、一般に求められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から監査に関する報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書、利益の処分に関する書類(案)及び決算報告書につき検討を加えました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 法人の業務は、法令及び規程に適正に従い、中期目標の着実な達成に向け、中期計画及び年度計画に沿って効果的かつ効率的に実施されたものと認めます。
- ③ 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備に係る業務方法書の変更等の内容は相当であると認めます。また、当該体制に関する役員の職務の執行その他法人の業務についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

(2) 財務諸表及び決算報告書の監査結果

- ① 会計監査人、新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、法人の財政状態、運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- ③ 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。

平成 27 年 6 月 9 日

国立大学法人高知大学

監事 大崎富夫

監事 北添英矩